

## 茂原市自治基本条例を考える市民の会 考え方の整理

### 自治基本条例をめぐる主な論点（抜粋）

〔 2011年12月10日 共生と共創のまちづくりもばら市民塾公開講座  
「市民参加と自治体づくり～自治基本条例の制定に向けて」  
千葉大学法経学部准教授 関谷 昇氏講演資料より 〕

#### 1. 自治基本条例の骨格

憲法型の条例・自治体の最高規範

市民等―地域コミュニティ―行政（市長・職員）―議会（議員）

自治体の自立

#### 2. 理念・目的

目指すべきまちの理念・当該自治体の個性あるまちづくり

市民のための自治体運営

市民自治の原則―市政の決定―市政の執行（二元代表制の再構築）

応答的関係を通じた公共的課題の形成

市民生活の最低水準の保障

現場・当事者への配慮と課題解決に向けた政策

多様性・複数性の尊重

#### 3. 基本環境

情報への権利

情報収集・管理・公開

市政に関する説明責任

個人情報保護

苦情処理の対応

#### 4. 市民参加

##### ・参加主体＝「市民」

すべての人々、公共的主体（公共意識・公共的活動）

漏れ落ちている人々を包摂するという視角→子ども、女性、高齢者、障害者、外国人…

##### ・当事者性、現場性、市民が自立しうる環境整備、小さな自治の実現の重要性

民主主義社会の両義性

市民の自由と意思決定の画一化との緊張関係

多数者の専制に対する警戒

大衆社会状況の克服

自分や周囲の世界への埋没→無力感→公共からの乖離→権力の集中からの脱却

様々な市民（世代・地域・履歴・価値観・目的・立場・理解などの違い）が存在する現実

現実を十分に踏まえた問題把握―多様で重層的な討論の活性化―諸課題の公共化  
私的活動が公共的活動に発展する可能性

・参加と協働

参加…市民の権利

協働…市民と行政、市民と議会、市民相互における応答性と相互連携

行政参加—政治参加—地域コミュニティ参加の保障

意思形成過程および政策形成過程への参画・制度保障

地域コミュニティ・市民社会への参加

・市民参加の手法の多角化

アンケート（意識調査）、市長への手紙、公聴会、シンポ、フォーラム、ワークショップ  
パブリック・コメント、タウンミーティング、審議会、懇話会、無作為抽出参加

市民提案制度

オンブズパーソン制度

市民投票制度

5. 市民の自立と地域コミュニティの充実

・個人ないし団体が接点を持ちうる多様な入り口

様々な関心、相談、学習、連携などの醸成

関心・問題別に声を拾い上げられる体制、気軽に話ができる緩やかな環境

・小さな自治の基盤としての地域コミュニティ形成

いかなる立場であっても自由に発言・活動・連携できることが原則

行政から自立した地域コミュニティ・多方向的な活動が生み出すダイナミズム

住民が住民に対して働きかけることが自治のポイント

・地域コミュニティへの参加環境

地域団体（自治会、社協、組合ほか）や市民団体（NPO・ボランティアなど）

政治・行政に回収されない自由な討議・実践空間こそが大切

各方面への媒介の仕組み →地域拠点の見直しと相互連携

・地域単位の可能性

小学校区単位の地域まちづくり協議会（市民協働条例）→自治活動の新たな形態

個人や諸団体による横の連携で構成される自主組織

事業ベースの連携・市民協働事業

地域協議会（市民の自治組織） →自治体内分権と権限の移譲

地域自治区・行政の諮問機関

地域計画・地域の合意形成と代表機能

## 6. 行政運営の原則

市長の責務と役割－職員の責務と役割

総合計画・基本構想

政策形成・実現における市民参加と制度的保障

問題発見－課題設定－計画立案－政策決定－事業実施－事業評価の各過程への参加

複数の市民参加・協働の手法の採用

行政と市民との応答的関係の持続化

当該地域に深く関わる案件については住民自治組織に諮問

地域の課題解決に必要な複数課の関与と政策調整の体制構築

課題解決に向けた交通整理と機動的な行政運営体制

市民提案の尊重

異議申し立て手続の明確化・市民提案制度の常設化

市民提案事業への支援事業

政策法務の促進

健全な財政運営

コスト削減と効率的な行政マネジメント（最小の経費で最大の効果）

出資団体を含む連結決算と財政情報の公開

行政評価

外部評価機関の常設化

コスト削減と地域主義を組み合わせた事業の見直しと協働事業への再編

行政手続

行政能力の開発・向上

政策法務能力の充実

職員の地域コミュニティ参加・地域担当職員制度

行政の地域化

地域戦略としての事業政策

行政権力の分割と自治体内分権

### 3月7日（木）第3回会議の内容（案）

- 自治基本条例で議論すべきポイントをラフに確認しながらディスカッションする
- 3つ程度のテーマに分けて、それぞれのテーマに基づきグループ分けを行い、今後どのようなことを議論して詰めていかななくてはならないかを確認し合う
- それぞれのグループから発表を行い、全員で共有し、アドバイザーである関谷昇准教授からアドバイスをいただく

## 他市における自治基本条例の構成例（参考資料）

	千葉県流山市	東京都小平市	愛知県一宮市
総則	<p>【前文】</p> <p>【第1章 総則】</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 条例の位置付け</p> <p>第3条 定義</p> <p>【第2章 基本理念等】</p> <p>第4条 基本理念</p> <p>第5条 目指すまちの姿</p> <p>第6条 地域コミュニティ</p>	<p>【前文】</p> <p>【第1章 総則】</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 自治の基本理念及びその実現</p> <p>第3条 定義</p>	<p>【前文】</p> <p>【第1章 総則】</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 この条例の位置付け</p> <p>第3条 定義</p> <p>第4条 まちづくりの基本原則</p>
各論	<p>【第3章 情報共有と個人情報の保護】</p> <p>第7条 知る権利</p> <p>第8条 情報共有</p> <p>第9条 説明責任</p> <p>第10条 個人情報の保護</p> <p>【第4章 参加と協働】</p> <p>第11条 参加の権利</p> <p>第12条 子どもの意見表明の機会の保障</p> <p>第13条 参加の機会の保障</p> <p>第14条 提案制度</p> <p>第15条 協働によるまちづくり</p> <p>第16条 市民参加条例</p> <p>第17条 市民投票</p>	<p>【第2章 市民等】</p> <p>第4条 行政サービスを受ける権利及び負担の義務</p> <p>第5条 市政に参加をする権利</p> <p>第6条 知る権利</p> <p>第7条 まちづくり活動の自由</p> <p>第8条 男女共同参画社会の形成の推進</p> <p>第9条 法人等の社会的責任</p> <p>【第3章 参加及び協働】</p> <p>第10条 参加の機会の保障</p> <p>第11条 参加における配慮</p> <p>第12条 協働</p> <p>第13条 協働の推進の基盤づくり</p>	<p>【第2章 市民主体のまちづくり】</p> <p>第5条 市民の権利</p> <p>第6条 市民の役割</p> <p>第7条 情報共有</p> <p>第8条 市民の参加の機会の保障</p> <p>第9条 子どもの参加の機会の保障</p> <p>第10条 総合計画</p> <p>第11条 市政に関する意見等の取扱い</p> <p>第12条 住民投票</p> <p>第13条 協働によるまちづくり</p> <p>第14条 地域活動団体</p> <p>第15条 非営利活動団体</p> <p>第16条 地域活動団体等への支援</p> <p>第17条 地域におけるまちづくり</p>

	千葉県流山市	東京都小平市	愛知県一宮市
各論	【第5章 国、千葉県及び他の自治体等との協力等】	【第4章 市民投票制度】	【第3章 市民のための議会】
	第18条 国及び千葉県との協力等	第14条 市民投票	第18条 議会の役割及び責務
	第19条 近隣等の自治体との協力	【第5章 コミュニティ活動】	【第4章 市民のための行政】
	第20条 市外の人々との協力	第15条 コミュニティ活動	第19条 市長の役割及び責務
	第21条 国際交流	第16条 コミュニティ活動への支援	第20条 執行機関の役割及び責務
	【第6章 行政運営の原則】	【第6章 議会】	第21条 職員の役割及び責務
	第22条 総合計画	第17条 議会運営の基本原則	第22条 財政運営
	第23条 財政運営	第18条 議会の責務	第23条 国等との連携
	第24条 行政評価	第19条 議員の責務	
	第25条 法令の活用による政策実現	【第7章 市長等】	
	第26条 行政組織及び職員の能力開発	第20条 市長の責務	
	第27条 危機管理体制の確立	第21条 市長以外の執行機関の責務	
	第28条 審議会等	第22条 職員の責務	
	【第7章 議会の役割】	【第8章 行財政運営】	
	第29条 議会の役割	第23条 行財政運営の基本原則	
	第30条 市民等にかかれた議会	第24条 長期総合計画	
	第31条 議会の政策立案機能の充実	第25条 組織及び人事	
	【第8章 公正と信頼の確保】	第26条 情報共有	
	第32条 行政手続	第27条 個人情報保護	
	第33条 苦情等への対応	第28条 苦情及び要望への対応	
	第34条 倫理	第29条 評価及び検証	
	第35条 内部通報	第30条 行政手続	
		第31条 政策法務	
		第32条 財政運営	

	千葉県流山市	東京都小平市	愛知県一宮市
各論	<b>【第9章 責務】</b> 第36条 市民等の責務 第37条 市長の責務 第38条 議員の責務 第39条 職員の責務	<b>【第9章 国、都等との関係】</b> 第33条 国及び都との関係 第34条 他の地方公共団体との関係 第35条 災害等に対する連携及び協力 第36条 国際的な関係	
補則	<b>【第10章 条例の実効性の確保】</b> 第40条 条例の実効性の確保 第41条 条例の見直し	<b>【第10章 条例の位置づけ及び見直し】</b> 第37条 条例の位置付け 第38条 条例の見直し <b>【第11章 補則】</b> 第39条 補則	<b>【第5章 実効性の確保】</b> 第24条 この条例の遵守等 第25条 この条例の見直し